



つながる、支える。

～司法書士がお応えします～

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

知的障がいの
子どものことを
考えると、私たち両親が
亡くなった後が心配

離れて暮らしている
認知症の親が
悪質商法などに
だまされないか心配

遺産分割協議を
したいのですが、
相続人のひとりが
認知症のようで心配

夫婦二人きりの
生活で、互いの介護が
必要になったときの
預金管理などが心配

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事務管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

開催日時：平成29年9月9日(土) 10時～13時

※本相談会は予約制となっております。会場等は裏面をご確認ください。

相談無料

県内5会場

《お問い合わせ先》

092-722-4131 (福岡県司法書士会事務局)

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

【開催日時】平成 29 年 9 月 9 日（土）
10 時～13 時

【相談方法】面談相談（1 組 50 分）※ 相談無料 ※

【申込方法】電話での予約が必要です。

《予約受付電話番号》 な や み こうしょう **0570-783-544**

※障がい等で電話が利用できない方は FAX にて受付けます。FAX 092-714-4234

《予約期間》8 月 21 日（月）～9 月 8 日（金）
10 時～16 時（土・日を除く）

【相談会場】

※QR コードを携帯で読み取ってアクセスすると、各会場の地図が表示されます。

・天神ビル 11 階 1 号・2 号会議室 (福岡市中央区天神 2 丁目 12 番 1 号)	
・久留米市役所 3 階 301・307 会議室 (久留米市城南町 15 番地 3)	
・小倉駅北口 KMM ビル 4 階 第 2・3 会議室 (北九州市小倉北区浅野 2 丁目 14 番 1 号)	
・水巻町いきいきほーる (遠賀郡水巻町頃末南 3 丁目 11 番 1 号)	
・ウィズゆくはし 2 階 研修室 (行橋市大字中津熊 501 番地 1)	